

第24期宝塚市農業委員会

令和4年第10回議事録

(2022年)

(ホームページ用に個人情報等を黒塗りしております)

令和4年10月20日

(2022年)

宝塚市農業委員会

第24期 宝塚市農業委員会 令和4年第10回議事録

1. 日 時 令和4年(2022年)10月20日(木)14時00分～15時00分
2. 場 所 宝塚市役所 3-3会議室
3. 農業委員定数 13人
4. 出席委員
 - 1番 平塚 三郎
 - 2番 今里 浅一
 - 3番 阪上 勝弥
 - 4番 山添 令子
 - 5番 中西 瞳
 - 6番 阪上 秀一
 - 7番 塚本 俊昭
 - 8番 中西 恵子
 - 9番 平井 公雄
 - 10番 林 五郎
 - 11番 上田 健
 - 12番 嶽 広行
 - 13番 篠木 秀夫
5. 欠席委員 なし
6. 農地利用最適化推進委員定数 5人
7. 出席農地利用最適化推進委員
 - 1番 阪上委員、2番 辻井委員、3番 東委員、4番 福井委員、5番 和田委員
8. 欠席農地利用最適化推進委員 なし
9. 事務局
事務局長 溝渕良樹、係長 木元富夫 事務職員 鈴木恒、岡田優花里
10. 議 題
 - 1 議案第73号 非農地証明願の件
 - 2 議案第74号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画認定の決定の件
 - 3 報告第91号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件
 - 4 報告第92号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件
 - 5 報告第93号 相続税の納税猶予に関する引き続き認定都市農地貸付を行っている旨
 - 6 報告第94号 認定電気通信事業者による事業計画の一時転用期間延長願の件
 - 7 報告第95号 農地法第3条の規定による許可取消願の件

令和4年 第10回宝塚市農業委員会 総会

日時：令和4年10月20日

開会 午後2時00分

○林会長 第24期宝塚市農業委員会令和4年第10回の総会を開催します。本日の欠席者はなし、第10回総会は成立しています。

本日の議事録署名人は、8番中西恵子委員、9番平井委員にお願いします。それでは、総会を始めたいと思います。事務局長から諸般の報告をお願いします。

○事務局長 (諸般の報告)

○林会長 何か御意見、質問等ありますか。無いようなので、議案審議に移ります。

議案第73号 非農地証明願の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案第73号 非農地証明願の件。別紙のとおり、非農地証明願がありましたので、御審議願います。

願出人、(住所)、(氏名)さん。土地の表示、山本野里(地番)。地目、田。地籍は43㎡。所有者は(氏名)さん。農地でなくなった時期と現況、昭和58年4月25日。証明を必要とする理由、地目変更登記のため。その他平成10年の阪神間都市計画宝塚市の平面図が添付されており、現況は宅地。全部事項証明書が添付されており、昭和58年建築です。

○林会長 確認委員さんの御意見を伺います。阪上秀一委員。

○阪上秀一委員 特に問題はありません。

○林会長 何か御質問等はございますか。特にないようですので、採決いたします。非農地証明願の件について、証明することに賛成の農業委員は挙手を願います。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので、証明することといたします。

次に、議案第74号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画認定の決定の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案第74号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画認定の決定の件。宝塚市長から都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画認定について意見を求められましたので御審議願います。

申請者は、(住所)、(氏名)さん。所在地は安倉北(地番)、958㎡。所有者は(氏名)さんで、使用貸借での契約です。期間は、令和4年11月1日から令和14年10月30日まで。借受地は、ビニールハウスを建設し、ハウストマトを栽培。収穫物は、JA兵庫六甲直売所スマイル阪神や個人小売店等に販売すると聞いております。従事日数は、200日、今回所有地以外の土地も含めると、2,422㎡の農地を耕作されています。作付は、ハウスのトマト、ホウレンソウとサツマイモを植える予定。

○林会長 確認委員さんの御意見を伺います。塚本委員。

○塚本委員 問題はないと思います。

○林会長 何か御質問等はございますか。

○塚本委員 最近ビニールハウスが流行しているようで、よく見かけるが、何かメリ

ットがあるのか。

○林会長 ハウス栽培は、時期をずらすことができたり、病虫害から守りやすい等のメリットがあると思います。

○中西恵子委員 農地の存続のために、ハウス栽培の方が、有効な土地利用ができて、付加価値が付きやすいからではないか。

○林会長 何か御質問等がございますか。特にないようですので、採決いたします。

都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画認定の決定の件について、決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので、決定することといたします。

続いて、報告事項に移ります。報告第91号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 報告第91号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件。別紙のとおり、農地法第5条第1項第7号の規定による届出があったもののうち、専決処分したものについて、報告します。

1件目、届出者(住所)、(氏名)。譲渡人、(住所)、(氏名)さん。届出地、口谷東(地番)、地目は畑。地籍は1, 132㎡、耕作者なし。転用目的は、戸建て住宅。造成期間は、令和4年12月1日から120日間(予定)、建設期間は、令和5年5月1日から180日間(予定)。施設の概要は、木造2階建て、約9棟、1棟あたり100㎡。権利の種類は、所有権。その他、水利組合同意書・隣接農地同意書が添付。

2件目、届出者、(住所)、(氏名)。譲渡人は、(住所)、(氏名)さん。所在地は、口谷東(地番)、(地番)、それぞれ畑、畑。地籍はそれぞれ426㎡、714㎡、耕作者なし。転用目的は、戸建て住宅。造成期間は、令和4年12月1日から120日間(予定)、建設期間は、令和5年5月1日から180日間(予定)。施設の概要は、木造2階建て、約9棟、1棟あたり100㎡。権利の種類は、所有権。その他、水利組合同意書・隣接農地同意書が添付。

なお、従来は、都市計画法第29条案件の場合、受理書は、開発許可書が出てから、発行していましたが、法改正により、開発許可不要となりました。ただ、届出の際に、事業が無くなることもあるので、ある程度、計画が固まった時点で出してくださいという周知、注意喚起はしています。

3件目、届出者、譲受人、(住所)、(氏名)。譲渡人、(住所)、(氏名)さん。届出地は、中筋(地番)。地目は田。地籍は391㎡、耕作者なし。転用目的は戸建て住宅、造成期間、令和4年10月14日から60日間、建設期間は、令和5年1月16日から120日間。施設の概要は、木造2階建て、1棟あたり約100㎡の4棟。権利の種類は、所有権。水利組合同意書・隣接農地同意書も添付。隣地農地の方が利用する農作業用の通路は出入可能と確認しております。

○林会長 確認委員の御意見を伺います。1、2件目、阪上秀一委員。

○阪上秀一委員 問題ありませんでした。

○林会長 3件目、今里委員。

○今里委員 特に問題ありません。

○林会長 何か御意見、御質問等ございますか。特にないようですので、続いて、報告第92号について、相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 報告第92号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件。別紙のとおり、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることを証明したので、報告します。

1件目、(氏名)さん、農業経営期間、令和元年10月2日から令和4年9月1日、全部で3筆、839㎡。全て植木で利用。証明日、令和4年9月1日。

2件目、(氏名)さん、農業経営期間平成29年11月3日から令和4年9月5日、1筆で、783㎡。野菜として利用。証明日、令和4年9月5日。

3件目、(氏名)さん、農業経営期間、令和元年9月20日から令和4年9月13日、計4筆、4,259㎡。区画整理中のところもありますが、苗木、水稲で利用。証明日、令和4年9月13日

4件目、(氏名)さん、農業経営期間、令和元年8月27日から令和4年9月13日で、計7筆、2,685㎡。水稲、苗木、畑の利用。証明日、令和4年9月13日。

5件目、(氏名)さん、農業経営期間、令和元年8月27日から令和4年9月13日で、計6筆、1,755㎡。畑と植木として利用。令和4年9月13日に証明。

6件目、(氏名)さん、農業経営期間、令和元年8月27日から令和4年9月13日で、計2筆、1,364㎡。水稲として利用。令和4年9月13日に証明。

7件目、(氏名)さん、農業経営期間、令和元年9月20日から令和4年9月13日。計13筆が、11,612㎡。区画整理中もありますが、植木、水稲、畑で利用。令和4年9月13日に証明。

8件目、(氏名)さん、農業経営期間、令和元年9月20日から令和4年9月13日です。12筆、6,193㎡で、水稲と植木として利用し、多くが区画整理中。令和4年9月13日に証明。

9件目、(氏名)さん、農業経営期間、令和元年7月26日から令和4年9月20日で、15筆、9,226㎡、区画整理中がありますが、野菜、畑、水稲として利用。令和4年9月20日に証明。

10件目、(氏名)さん、農業経営期間、令和元年9月28日から令和4年9月21日、857㎡で、区画整理中です。令和4年9月21日証明。

○林会長 何か御質問等ありますか。特にないようですので、続いて、報告第93号について、相続税の納税猶予に関する引き続き認定都市農地貸付を行っている旨を説明いたします。

○事務局 報告第93号 相続税の納税猶予に関する引き続き認定都市農地貸付を行っている旨の証明の件。別紙のとおり、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることを証明したので、報告します。

申請人、(氏名)さん、農業経営期間が令和2年2月21日から令和4年9月20日、計3筆、965㎡、令和4年9月20日証明済。

○林会長 何か御質問等ありますか。特にないようですので、続いて、報告第94号について、認定電気通信事業者による事業計画の一時転用期間延長願の件を報告いたします。

○事務局 報告第94号の件。近隣山林に太陽光パネル設置工事があり、それに伴う事務所設置のため、2筆を使用貸借で令和4年3月21日から令和4年9月20日までの工事期間とし、それ以降に現地復旧予定でしたが、今回工事が遅れており、今年末に終了すると説明を受けました。一時転用期間は、9月21日から令和4年12月30日までに延期します。所在地は、切畑字(地番)、田、91㎡。切畑字(地番)、畑、45㎡。所有者はどちらも(氏名)さんです。

○林会長 何か御質問等ありますか。特にないようですので、続いて、報告第95号について、農地法第3条の規定による許可取消願の件について、御報告いたします。事務局、説明願います。

○事務局 報告第95号 農地法第3条の規定による許可取消願の件。別紙のとおり、農地法第3条の規定による許可取消願の届出がありましたので、報告します。

令和4年7月19日付で、許可書を発行しましたが、許可後に一部購入困難(地番)があり、許可の取消依頼がありましたので、報告いたします。

○林会長 何か御質問等ありますか。特にないようですので、以上で本日の議案2件、報告5件についての審議等は終了いたします。

これをもちまして、令和4年第10回総会を閉会いたします。

閉会

以上、会議の内容を記載し、相違ないことを認証する

10番(会長) 林 五 郎

8番 中西 恵子

9番 平井 公雄